平成２８年（フ）第４８号
兵庫県明石市藤江768番地の５
債務者　神　絵里奈
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第５７号
兵庫県明石市魚住町清水533番地の５　オレンジタウン魚住303号、前住所兵庫県明石市魚住町清水104番地の１　第６安達ハイツ105号
債務者　井戸本浩二
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第６２号
兵庫県明石市魚住町金ヶ崎1483番地の１　県住３棟73号
債務者　荒深　眞子
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
広島県竹原市中央２丁目10番28号
債務者　森田こと　有本　佳代
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第１７号
広島県江田島市沖美町是長1696番地８
債務者　榎　　千里
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第１８号
広島県豊田郡大崎上島町東野2624番地２
ベースヒルズマンション312
債務者　金本真由美
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第２２号
徳島県徳島市八万町中津浦184番地の９、旧住所徳島県板野郡藍住町東中富字西安永133番地43
債務者　板東　一也
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０号
福島県郡山市富久山町福原字前物打35番地の22
債務者　椿原　修也
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１２３号
神戸市須磨区北落合５丁目１番333―103号
債務者　さなみ寿司こと　塔春　昌信
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２４号
神戸市須磨区北落合５丁目１番333―103号
債務者　塔春　益子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８０号
神戸市灘区備後町４丁目１番１―701号、従前の住所神戸市灘区友田町２丁目１番１―206号
債務者　福松　美咲
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１２号
神戸市灘区下河原通３丁目２番14―401号、従前の住所神戸市灘区岩屋北町４丁目３番24―403号
債務者　増田　千夏（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６号
奈良県吉野郡大淀町大字下渕789番地の１
債務者　藤田　恭子
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２８年（フ）第１１２号
熊本市東区下江津３丁目８番11号　メゾンソレイユ101
債務者　竹澤　宏之
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３３号
青森市久須志２丁目４番３号　コーポ吉野102号
債務者　泉　一二英
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７１号
神奈川県伊勢原市笠窪473番地
債務者　森　　安広
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部